【愛知大学大学院法務研究科法務専攻】

年 度	法科大学院対応状 況報告書の提出	付記事項	備	考
平成 30 年度	0	当該法科大学院における到達目標は、「共通的な到達目標モデル」に準拠することとしているところ、「共通的な到達目標モデル」の学生への周知は到達目標の細目ごとに、それぞれどの科目で修得するべきかを明らかにした冊子を作成し、図書室に設置し、学生の閲覧に供するにとどまっている。 単に「共通的な到達目標モデル」との対応関係を明らかにした冊子を学生の閲覧に供するのみでは足りず、到達目標の内容、性質、教育課程における位置づけ等、学生が修了時までに確実に修得すべき知識・能力の内容・水準について学生に対して説明する機会を設けるなど、学生に理解させるための措置を講じる必要があり、到達目標の周知方法として十分とはいえず、是正が確認できない。		
		5年の調査期間中において、平成30年度入学者に係る入学定員充足率が50%を下回っており、かつ他の4年間において入学定員充足率が50%を下回る年度が2回以上あるほか、平成30年度における入学者数が10人を下回っていることから、入学定員と入学者数が大幅に乖離している状況に対し、入学者選抜について実効的な改善措置が講じられているといえず、是正が確認できない。		